

平成21年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(昭和39年建設省令第9号)第3条の規定により、平成21年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に関し必要な事項を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年1月13日

国土交通省土地鑑定委員会委員長 鎌田 薫

1 試験期日等

	短答式試験	論文式試験
試験地	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県（注1）	東京都、大阪府及び福岡県（注1）
試験期日及び時間割等	平成21年5月17日(日) ① 不動産に関する行政法規 10:00～12:00 ② 不動産の鑑定評価に関する理論 13:30～15:30	(1)平成21年8月1日(土) ① 民法 10:00～12:00 ② 経済学 13:30～15:30 (2)平成21年8月2日(日) ① 会計学 10:00～12:00 ② 不動産の鑑定評価に関する理論(論文問題) 13:30～15:30 (3)平成21年8月3日(月) ① 不動産の鑑定評価に関する理論(論文問題) 10:00～12:00 ② 不動産の鑑定評価に関する理論(演習問題) 13:30～15:30
試験は、筆記の方法で行う。(各試験とも共通)		
配受付願期間書等	平成21年2月16日(月)から平成21年3月13日(金)まで	
各都道府県主管課及び国土交通省(本省のみ)で配付する。(各試験とも共通) なお、各試験の「試験案内」も併せて配付する。(注2)		
受受付願期間書等	平成21年3月2日(月)から平成21年3月13日(金)まで	
・書面による申請の場合は、受験者の住所地を管轄する各都道府県主管課において受け付ける。(注3) ・電子申請による場合は、国土交通省オンライン申請システムにより受け付ける。(注4)		
合格発表	平成21年6月19日(金)(予定)	平成21年10月16日(金)(予定)
国土交通省及び各都道府県に掲示して行い、合格者には文書で通知する。(各試験とも共通)併せて、国土交通省HPに掲載する。		
(官報公告)	平成21年6月26日(金)(予定)	平成21年10月23日(金)(予定)

- (注 1) 受験地は、受験者が希望する試験地を選択できる。申込み後の受験地の変更は原則として認めないが、当委員会が認めた場合に限り、申込み後においても受験地の変更を認める。
- (注 2) 郵送による請求は、各試験の受験願書等配付期間開始日以降に受け付ける。この場合、封筒の表に赤字で「不動産鑑定士試験受験願書等請求」と書き、140 円分の郵便切手を貼った、あて先及び郵便番号明記の角形 2 号の返信用封筒（縦 33.2 cm、横 24.0 cm 程度）を必ず同封すること。
- (注 3) 都道府県庁に持参する場合は、受付庁の正規の執務時間内に提出されたものに限る。郵送による場合は、受験願書受付期間内の日付の消印のあるものに限る。
- (注 4) 電子申請による場合は、国土交通省オンライン申請システムによる指定の様式となり、同システムを利用するためには、事前に手続きが必要となる。この電子申請を利用する場合は、土、日を除く午前 9:30～午後 18:15 とする。

2 その他

受験資格、受験手続等に関する詳細は、「不動産鑑定士試験試験案内」（短答式試験・論文式試験の受験願書等配付期間に配付する）を参照すること。